

事故報告取扱い要領「新旧対照表」

改正前	改正後	備考
<p>介護保険事業者における事故発生時等の報告取扱い要領</p> <p>1 事故報告の対象 事故報告の対象は、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。</p> <p>2 報告の範囲 事業者は、次の（１）～（４）の場合、<u>保険者及び県</u>（以下「保険者等」という。）へ報告を行う。 （１）サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生 （注１）「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。 また、通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設内にいる間は、<u>「サービスの提供中」</u>に含まれるものとする。 （注２）ケガの程度については、<u>外部の医療機関で受診を要したものの（事業所内における同程度の医療処置を含む。）</u>を原則とする。 （注３）事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自己過失や第三者によるケガであっても、（注２）に該当する場合は保険者等へ報告すること。 （注４）利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになるおそれがあるとき）は、保険者等へ報告すること。 （注５）利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、保険者等へ連絡もしくは報告書を再提出すること。</p>	<p>介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱い要領</p> <p>1 事故報告の対象 事故報告の対象は、介護保険指定事業者、<u>基準該当サービス事業者、有料老人ホーム運営事業者、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者、養護老人ホーム運営事業者及び軽費老人ホーム運営事業者</u>（以下「事業者」という。）が行う介護サービスとする。</p> <p>2 報告の範囲 事業者は、次の（１）～（４）の場合、<u>3で定める報告先</u>（以下「保険者等」という。）へ報告を行う。 （１）サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生 （注１）「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。 また、通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設内にいる間は、<u>「サービスの提供」</u>が行われているものとする。 （注２）ケガの程度については、<u>医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの</u>を原則とする。 （注３）事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自己過失や第三者によるケガであっても、（注２）に該当する場合は保険者等へ報告すること。 （注４）利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになるおそれがあるとき）は、保険者等へ報告すること。 （注５）利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、保険者等へ連絡もしくは報告書を再提出すること。</p>	<p>・報告対象の拡大に伴う名称変更</p> <p>・報告対象の拡大</p> <p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p> <p>・「介護保険最新情報Vol. 943」（令和3年3月19日老高発0319第1号）に合わせ修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>(2) 食中毒又は感染症の発生</p> <p>(注1) 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に規定する感染症を原則とする。</p> <p>(注2) 次のいずれかに該当する場合に保険者等へ報告すること。</p> <p>ア 同一の食中毒若しくは感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る食中毒又は感染症の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合</p> <p>(注3) 初動の遅れによる食中毒及び感染症のまん延を防止する観点から、保険者等への報告とは別に、食中毒及び感染症の発生が疑われる場合には、所管の県厚生センター又は富山市保健所に第一報を行い、必要な指示等を得ること。</p> <p>(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生</p> <p>(注) 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故、利用者等の個人情報の紛失など）について報告すること。</p> <p>(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生</p> <p>(注) その他、報告が必要と認められる事故とは、「震災、風水害及び火災等の災害により、介護サービスの提供に影響するもの」及び「介護サービスの提供により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生又は発生するおそれがあるもの」等とする。</p> <p>3 報告先</p>	<p>(2) 食中毒又は感染症の発生</p> <p>(注1) 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に規定する感染症を原則とする。</p> <p>(注2) 次のいずれかに該当する場合に保険者等へ報告すること。</p> <p>ア 同一の食中毒若しくは感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る食中毒又は感染症の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合</p> <p>(注3) 初動の遅れによる食中毒及び感染症のまん延を防止する観点から、保険者等への報告とは別に、食中毒及び感染症の発生が疑われる場合には、所管の県厚生センター又は富山市保健所に第一報を行い、必要な指示等を得ること。</p> <p>(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生</p> <p>(注) 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故、利用者等の個人情報の紛失など）について報告すること。</p> <p>(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生</p> <p>(注) その他、報告が必要と認められる事故とは、「震災、風水害及び火災等の災害により、介護サービスの提供に影響するもの」及び「介護サービスの提供により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生又は発生するおそれがあるもの」等とする。</p> <p>3 報告先</p>	

改正前	改正後	備考
<p>事業者は、2で定める事故が発生した場合、4の手順により、次の保険者等の全てに報告するものとする。</p> <p>(1) <u>被保険者の属する保険者</u></p> <p>(2) <u>事業所・施設が所在する保険者</u></p> <p>(3) 県</p> <p>(4) <u>所管の県厚生センター又は富山市保健所</u></p> <p>(注) 2の(2)(食中毒又は感染症の発生)の場合に限る。</p> <p>4 報告の手順</p> <p>(1) <u>事故後、事業者は、速やかに保険者等へ電話又はFAXで報告することとする(第一報)。</u></p> <p>(注1) 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、保険者等の受付者の名前を確認する。また、FAXの場合は、保険者等へ到着したかどうかの確認を行う。</p> <p>(注2) 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。</p> <p>例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌朝早くに報告を行ったり、金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にFAXを入れておき、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要。</p> <p>(注3) FAXについては、5に規定する様式を使用し、(1)(2)(3)の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。</p> <p>(2) 事業者は、事故処理の経過についても、保険者等へ電話又はFAXで適宜報告することとする。</p> <p>(3) 事業者は、事故処理の区切りがついたところで、5の規定に従い、保険者等へ文書で報告する。</p>	<p>事業者は、2で定める事故が発生した場合、4の手順により、次の保険者等の全てに報告するものとする。</p> <p>(1) <u>当事者である利用者が被保険者となる介護保険を行う保険者</u></p> <p>(2) <u>事業所・施設の所在地を所管する保険者</u></p> <p>(3) <u>県厚生部高齢福祉課</u></p> <p>(4) <u>所管の県厚生センター又は富山市保健所</u></p> <p>(注) 2の(2)(食中毒又は感染症の発生)の場合に限る。</p> <p>4 報告の手順</p> <p>(1) <u>事故発生後、事業者は、速やかに保険者等へ電話、電子メール又はFAXで報告することとする(第一報)。</u></p> <p>(注1) 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、保険者等の受付者の名前を確認する。また、<u>電子メール又はFAX</u>の場合は、保険者等へ到着したかどうかの確認を行う。</p> <p>(注2) 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。</p> <p>例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌朝早くに報告を行ったり、金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間に<u>電子メール又はFAXを送信</u>しておき、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要。</p> <p>(注3) <u>電子メール及びFAX</u>については、5に規定する様式を使用し、(1)(2)(3)の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。</p> <p>(2) 事業者は、事故処理の経過についても、<u>保険者等へ電話、電子メール又はFAX</u>で適宜報告することとする。</p> <p>(3) 事業者は、事故処理の区切りがついたところで、5の規定に従い、保険者等へ文書で報告する。</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理を行うとともに、報告手段に電子メールを追加</p> <p>※「介護保険最新情報Vol.943」 (令和3年3月19日老高発0319第1号)3参照</p>

改正前	改正後	備考
<p>5 報告の様式 保険者等への報告に用いる様式は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 2の(1)に掲げる事故の報告 様式1 (介護保険事業者事故報告書)</p> <p>(2) 2の(2)に掲げる食中毒又は感染症の報告 様式2 (食中毒・感染症発生状況報告書)</p> <p>(3) 2の(3)又は(4)に掲げる報告 任意の様式(この場合、事業所の概要については、様式1又は様式2に準じることとする。)</p> <p>6 保険者等が行う調査への協力 事業者は、保険者等へ報告した内容に関し、保険者等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者等の職員からの質問若しくは照会に応じ、保険者等が行う調査に協力するとともに、保険者等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>5 報告の様式 保険者等への報告に用いる様式は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 2の(1)に掲げる事故の報告 様式1 (事故報告書)</p> <p>(2) 2の(2)に掲げる食中毒又は感染症の報告 様式2 (食中毒・感染症発生状況報告書)</p> <p>(3) 2の(3)又は(4)に掲げる報告 任意の様式(この場合、事業所の概要については、様式1又は様式2に準じることとする。)</p> <p>6 保険者等が行う調査への協力 事業者は、保険者等へ報告した内容に関し、保険者等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者等の職員からの質問若しくは照会に応じ、保険者等が行う調査に協力するとともに、保険者等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>・様式変更に伴う文言の整理</p> <p>・施行日を規定</p>